

高知大学技術移転規則

平成16年4月1日
規則第74号

最終改正 平成26年3月31日規則第114号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学（以下「本法人」という。）が所有する知的財産権の第三者への実施権許諾及び譲渡に関する事項を定め、知的財産権の効果的・効率的な活用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「発明等」、「職務発明」、「知的財産権」、「教職員」及び「実施」の用語の意義については、高知大学発明規則（平成16年規則第73号）第2条に定めるものをいう。

(外部技術移転機関との関係)

第3条 本法人は、本法人が所有する知的財産権について、第三者に実施許諾又は譲渡を行う場合には、外部技術移転機関（大学から生じた特許等について技術移転を業として行う機関をいう。以下同じ。）を介することができるものとする。

- 2 本法人は、外部技術移転機関に対して、再実施許諾権付通常実施権、再実施許諾権付独占的通常実施権、再実施許諾権付一部独占的通常実施権又は専用実施権の設定若しくは権利の譲渡を行うものとし、いずれの形態を採用するかは、学長が決定する。
- 3 外部技術移転機関に対する窓口は、高知大学地域連携推進センターとする。
- 4 本法人と外部技術移転機関との具体的な業務分担等の詳細については、別に定める。

(実施権許諾の原則)

第4条 本法人は、本法人が所有する知的財産権（前条第2項による場合は、外部技術移転機関。以下同じ。）を第三者へ実施権許諾又は譲渡（前条第1項により外部技術移転機関を介して実施権許諾又は譲渡を行う場合を含む。以下「実施権許諾等」という。）するときは、原則として有償で行う。

- 2 本法人は、第三者に対して本法人が所有する知的財産権についての実施権許諾等を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明示した契約を締結する。

- (1) 実施権許諾等の期間
- (2) 実施料率と実施料の支払方法

(3) 正当な理由がなく一定期間不実施の場合の契約の解除又は独占契約から非独占契約等への契約内容の変更

(4) 実施権許諾等がなされた知的財産権の実施状況又は実施に向けた活動状況の定期報告

(共同研究の特例)

第5条 本法人と第三者（以下この条において「共同研究者」という。）との共同研究に係わる研究成果であって、本法人との共有又は本法人単独所有の知的財産権は、共同研究者が希望する場合には、共同研究者に少なくとも5年間は優先的に実施権を認めるものとし、その間は、共同研究者以外に実施権許諾等を行わない。

2 本法人と共同研究者との共同研究に係る研究成果であって、教職員が発明等を行い、かつ、共同研究者の単独名義で出願された知的財産権の場合には、当該教職員の職務発明に係る知的財産権を共同研究者に譲渡したことを考慮して、次の事項を明示した契約を締結する。

(1) 共同研究者が、正当な理由なく一定期間不実施の場合には、当該知的財産権を本法人に譲渡すること。

(2) 共同研究者が、当該知的財産権を実施した場合には、本法人に対して実施料を支払うこと。

3 前2項の規定にかかわらず、共同研究の成果の取扱いについて、共同研究契約又は共同出願契約等において、別段の定めがある場合には、その定めによる。

(受託研究の特例)

第6条 本法人が行った受託研究に係わる研究成果であって、本法人との共有又は本法人単独所有の知的財産権については、第三者（以下この条において「研究委託者」という。）に少なくとも5年間は優先的に実施権を認めることができるものとし、その間は、研究委託者以外には、実施権許諾等を行わない。

2 前項の規定にかかわらず、受託研究の成果の取扱いについて、受託研究契約又は共同出願契約等において、別段の定めがある場合には、その定めによる。

(大学発ベンチャーの支援)

第7条 教職員が、退職後又は兼業により自己の発明等を活用して研究成果の普及を行う場合には、本法人は、当該教職員の発明等に係る本法人所有の知的財産権については、当該教職員等にその一部又は全部を無償若しくは実費以下で譲渡又は他の第三者

よりも低率の実施料による独占的通常実施権又は専用実施権の設定を行うことができる。

- 2 前項の知的財産権について、第3条第2項に規定する外部技術移転機関への実施権の設定又は権利譲渡がなされている場合には、本法人は、当該外部技術移転機関と協議の上、前項の譲渡又は実施権の設定に向けて努力しなければならない。

(実施料収入の取扱い)

第8条 本法人所有の知的財産権について、実施料収入があった場合には、発明等を行った教職員、本法人及び外部技術移転機関を介した場合には外部技術移転機関の間で分配することとし、その配分割合は、別に定める。

- 2 前項の場合において、発明等を行った教職員が複数の場合には、その持分に応じて分配するものとし、特に持分が定められていない場合には、均等とする。

- 3 第1項の場合において、本法人に分配された実施料収入については、役員会の議に基づき分配するものとする。

- 4 知的財産権に該当しない研究成果であって、当該研究成果が事業化等に貢献し、それに基づく対価を得た場合は、第1項の規定に準じ、当該研究を行った教職員及び本法人の間で分配するものとする。

(退職後の取扱い)

第9条 発明等を行った教職員に係る退職後における実施料収入の取扱いについては、高知大学発明規則第19条の規則を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前の高知大学が所有する知的財産権を本法人が承継した場合には、この規則の適用が発明等を行った教職員にとって有利なときは、この規則を適用する。

附 則 (平成18年7月12日規則第17号)

この規則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年2月22日規則第62号)

この規則は、平成24年2月22日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第114号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。